

警備業務締結前概要書面(2号警備業務)

(根拠 警備業法第19条、施行規則第33条第2号)

様

旭警備

香川県高松市春日町1539-3
tel 087-899-8500 fax 087-899-8533

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の通りです。
ご契約にあたり、本書をよく読まれたうえでご契約をお願いします。

No.	項目	内容
1	警備業務を行う期間	請負内容により異なる為、本契約を締結する前日迄に、決定する。
2	警備業務を行う日及び時間帯	請負内容により異なる為、警備業務を行う前日迄に、決定する。
3	警備業務を行うこととする場所	請負内容により異なる為、本契約を締結する前日迄に、決定する。
4	警備員の人数及び担当業務	2号警備業務を実施し、人数等は警備業務を行う前日迄に、決定する。
5	警備員が有する知識及び技能	警備業法及びその他の法令に基づき教育、誘導訓練を終了した警備員を従事させる。
6	警備員が用いる服装	弊社所定の制服(公安委員会に届出済)
7	使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗(赤・白)、誘導灯、警笛ほか、協議の結果必要とするもの。
8	緊急時(負傷者等の事故発生等)の措置	事案に即した所定の措置を講じるとともに、直ちに関係機関等へ 必要の連絡を行い、被害の拡大防止を図る。
9	報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備終了後に、「警備日報」を作成し提出する。
10	警備料金・その他の費用	請負内容により異なる為、本契約を締結する前日迄に、決定する。
11	支払いの時期及び方法	請負内容により異なる為、本契約を締結する前日迄に、決定する。
12	警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託せず、全ての警備業務を弊社にて実施する。
13	免責に関する事項	(1)天災地変その他弊社の責めに帰さない損害。 (2)その他、「契約書」に記載の事項。
14	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の 損害賠償に関する事項	対人・対物 1事故に対し、上限を1億とする。
15	契約の更新に関する事項	その都度、協議して決定する。
16	契約の変更に関する事項	工事期間が延長するときは、契約の更新について相互に協議して決定する。
17	契約の解除に関する事項	その都度、協議して決定する。
18	警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社事務所窓口 TEL 087-899-8500
19	特約事項	なし